

1. 共済掛金払込猶予期間の延長について

1. 対象契約

農業生産資材の価格高騰によって、農業経営に影響が生じている農家であって、共済掛金払込みが一時的に困難となっているご契約者

2. 対象共済種類

建物更生共済契約、生命総合共済契約、養老生命共済契約、終身共済契約、年金共済契約

3. 適用基準日

令和4年8月1日

4. 払込延長の最大猶予期間

適用基準日から令和5年8月1日（火）まで

5. 共済契約者からの申込期限

令和5年1月31日（火）までとします。

2. 共済証書貸付の金利免除について

1. 実施内容

以下の新規の共済証書貸付において、金利（注）を免除します。

項目	内容
対象とする契約者	農業生産資材の価格高騰によって、農業経営に影響が生じている農家であって、一時的な資金の調達が必要となっているご契約者
受付期間	令和5年1月31日まで
適用借入申込日	借入申込日（借入請求日）が 令和4年8月1日～令和5年1月31日
金利免除期間（貸付利率を0%とする期間）	貸付期間と同じ（ <u>貸付日から最長1年間</u> ）
貸付上限額	貸付限度額まで

（注）令和4年度の通常の共済証書貸付の貸付利率：年2.00%

以上